

## 新型コロナウイルスに関するQ & A (妊婦や小児に関すること)

(令和2年12月24日時点)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) については、まだまだ未解明なこともありますが、新型コロナウイルスが確認されてから1年が経過する中で、国内外における調査研究のデータなどから、妊婦や胎児、小児への影響について、一定の科学的知見が得られてきました。

以下において、現時点 (令和2年12月現在) における、知見に基づきお答えします。

### 【妊婦ご本人について】

(1) 妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合、重症化しやすいですか。

妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の妊娠していない女性と変わらない<sup>1,2)</sup>とされています。ただし、新型コロナウイルスに限らず、妊婦が呼吸器感染症にかかった場合には、妊娠していない時に比べ、特に妊娠後期において重症化する可能性があります<sup>1,3)</sup>。

高齢での妊娠、肥満、高血圧、糖尿病などが新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子である<sup>4)</sup>という報告もあり、このような背景を持つ妊婦の方は、特に感染予防に注意してください。

(2) 医療機関などでは、面会禁止や分娩立ち会いの禁止など厳重な感染防止措置が講じられているのはどうしてですか。

妊婦や胎児の命を守ることは、社会にとって非常に重要なことです。このため、妊婦が感染した場合には、たとえ軽症の場合であっても、徹底した手厚い医療が提供されることがあります。

また、医療機関では、多くの妊婦の皆さんが集まります。従って、医療機関の中の妊婦さん同士で新型コロナウイルスの感染が広がってしまう、ということも極力避ける必要があります。また、医療スタッフに感染が広がってしまった場合はその医療機関での分娩ができなくなるなどの影響が生じます。このため、面会や分娩立ち会いが制限されるなど、妊婦の方が不自由を強いられることがあります。ご理解ください。

(3) 妊婦健診の受診回数を減らした方がいいでしょうか。

妊婦健診は、妊婦と胎児の健康のために非常に重要です。自分で判断せず、かかりつけの産婦人科医等と、よく相談してください。妊婦健診には、妊婦の方の健康状態、妊娠週数等によって推奨される受診間隔がありますが、産婦人科医とご相談の上であれば、妊婦の皆様の状況に応じ、妊婦健診の間隔をあけることも可能です。

(4) 新型コロナウイルスに感染した場合、分娩方法は帝王切開となるのでしょうか。

これまで、分娩方式を帝王切開にすることで、分娩時の児への感染を予防できるという報告はありません。したがって現時点で COVID-19 感染と診断されたからといって、「帝王切開を行わなければならない」ということはありません。しかし、妊婦の全身状態などを考慮し、分娩時間の短縮が必要と判断される場合は帝王切開となる場合もあります<sup>4)</sup>。

新生児への感染は、飛沫または接触感染によるものが多い<sup>5)</sup>ですので、分娩後も、母親や家族は接触や飛沫感染に注意する必要があるため、母児を一時的に分離することがあります。

(5) 里帰り出産は、控えた方がいいでしょうか。

これまで厚生労働省としても、妊婦の皆様には、現在お住まいの地域での出産をご考慮いただきますようお願いしております。

分娩施設を探す際には、現在の居住地で妊婦健診を受けている医療機関の産婦人科医等と、妊娠中の経過や合併症の有無、帰省先の医療体制などを踏まえて十分に相談の上、ご判断ください。

(参考) 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会からの妊婦向けのお知らせ(令和2年5月26日)

[http://www.jsog.or.jp/modules/jsogpolicy/index.php?content\\_id=13](http://www.jsog.or.jp/modules/jsogpolicy/index.php?content_id=13)

(6) 職場で働くことが不安ですが、どうしたらよいでしょうか。

働く妊婦の方は、職場の作業内容等によっては、感染について大きな不安やストレスを抱える場合があります。感染そのものだけでなく、これによる「不安やストレス」を妊婦の方が回避したいと思うのは当然のことです。

そこで、新たに、事業主の新型コロナウイルス感染症に関する妊婦の方への対応(※)を法的義務としました(令和2年5月7日～令和3年1月31日)。

具体的には、こうした不安やストレスが、母体または胎児の健康に影響があると、主治医や助産師から指導を受ける場合があります。働く妊婦の方は、その指導内容を事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。例えば、「感染のおそれが低い作業に転換させる」、「在宅勤務や休業など、出勤について制限する」といった措置が考えられます。

主治医等からの指導については、その指導事項を的確に伝えるため「母健連絡カード」というものを作っていますので、こちらを主治医等にも書いてもらうことで、適切な措置を受けられることになります。

もともと、働く妊婦の方は、新型コロナウイルスとは関係なく、主治医等の指導に基づき、妊娠中の通勤緩和や休憩、あるいは妊娠に伴う症状などに応じて妊娠中の作業の制限、勤務時間の短縮、休業等、様々な措置を受けられる可能性があります。

また、妊婦の方も含めたすべての方が、テレワークや時差通勤など多様な働き方が可能となるよう、政府として要請を行っております。

これを機に、事業主の方は、妊婦の方の働き方をもう一度見つめ直していただき、働く妊婦の方は母体と胎児の健康を守っていただければと思います。

(※) 男女雇用機会均等法第13条に基づく母性健康管理措置